

人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成6年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年1月20日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (略)
二 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項
(1) <u>第3条第1項第1号イ</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。	(1) <u>第3条第1項第1号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。
(2) <u>第3条第2項</u> の規定に基づき、各省各庁の長が定める職員について協議に応ずること。	(2) <u>第3条第2項第2号</u> の規定に基づき、各省各庁の長が定める職員について協議に応ずること。

(2の2)・(2の3) (略)

(2の4) 第3条第5項(第4条

の3第2項において準用する
場合を含む。)の規定に基づ
き、各省各庁の長が定める別
段の定めについて協議に応ず
ること及び人事院が定めるこ
ととされている基準について
定めること。

(3) 第4条第2項第1号若しく
は第2号又は第3項第3号の
規定に基づき、人事院が定め
ることとされている事項につ
いて定めること。

(3の2) (略)

(3の3) 第4条の4第3項又は
第4項第3号の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ
れている事項について定める
こと。

(3の4) (略)

(4) 第7条第3項又は第4項の
規定に基づき、人事院が定め
ることとされている事項につ
いて定めること。

(5)～(20) (略)

(2の2)・(2の3) (略)

(新設)

(3) 第4条第2項第1号若しく
は第2号又は第3項第2号の
規定に基づき、人事院が定め
ることとされている事項につ
いて定めること。

(3の2) (略)

(3の3) 第4条の4第3項又は
第4項第2号の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ
れている事項について定める
こと。

(3の4) (略)

(4) 第7条第4項の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ
れている事項について定める
こと。

(5)～(20) (略)

<p>二の二 <u>人事院規則 15—14—</u> <u>40 (人事院規則 15—14</u> <u>(職員の勤務時間、休日及び休</u> <u>暇)の一部を改正する人事院規</u> <u>則) 附則第2条の規定に基づ</u> <u>き、各省各庁の長がなお従前の</u> <u>例によることについて協議に</u> <u>応ずること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

- 2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。ただし、第2項第2号(2の4)に係る部分(各省各庁の長が定める別段の定めについて協議に応ずることに係る部分に限る。)及び同項第2号の2に係る部分の改正は、同年1月20日から効力を発生する。